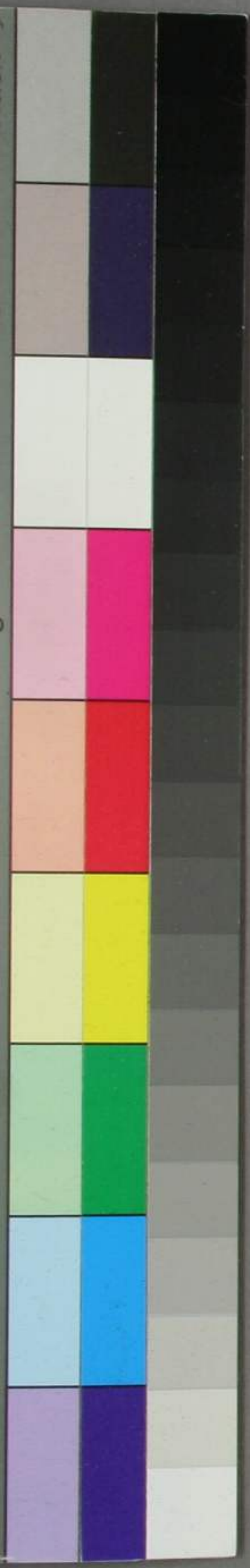


田口 卯吉著  
日本開化小史  
卷之五

伊5  
433  
介

田口卯吉

共六



田口卯吉著

# 日本開化小史

田口氏藏版

日本開化小史卷の五目録

第九章

戰國亂離の有様

亂臣賊子の輩出と不理由

英雄豪傑の其智略及働かせ—理由

英雄の私利心自ら人民に公利小合せ—事

人情の舊慣を慕ふ事

織田豊臣徳川三氏の勢力

封建亂離の有様英雄の力小據て集合せ—事

天は有道に與みよは事

第十章

同會印

門印 5  
號 433  
卷 5

徳川氏天下伐制すは難し

徳川氏諸侯と屈復さしむるは政畧

徳川氏王室に對するの政畧

徳川氏初三代の間小功名心は滅せしむ

人民天下伐望むの氣滅せしむ

徳川氏の制度に於て反乱の成る難き理由

徳川氏の制度に於て宰臣の弊害を防ぎ難き事

徳川氏及び諸侯に内政に於て姦臣の専横ありし

理由

社會一般逸樂に専らとせし事

第十一章 日給

世の有様靜定するときは有形無形現像大小進歩  
をばし

進歩小二種あると

社會生計の度伐見れば難き事

世人の所謂驕奢品を以て進歩の標準と立たり事

世入の... 田口卯吉著

日本開化小史卷之五

第九 章

戰國亂離の有様より二  
千三百年代の半頃まで

田口卯吉著

足利氏の末ふ至りて政事及び文學に有様は前章に述  
るが如く衰へ乱れたりしかば世に常暝の姿とありふ  
けを乱臣賊子其君を弑し其父を害して以て起り親族  
兄弟相屠りて以て争ふこと此時の常なりは昨日  
よては數多の土地人馬を領せし宗家を今日に跡方も  
なく消え失せ今日大權を司る程の人も明日を亡命の  
姿と零落を味ふ珍らうらうら三管領四職の如きは  
云ふも更なる其下々は大名として家臣の數に應じて

分離し其家臣の家も亦陪臣に數ふ從ひて散乱して復た集合すべからざる時小或ハ集合の事ありと雖も暫く小して復た離散して更ニ痕跡を止むること無し唯だ陰雨晦暝の夜小雲霧に風を從ひて集合離散する小異ならずと云

蓋し社會の秩序ある時と人々利益の存する所ハ一國一家互小相協和する小ありと雖も封建乱離の時小當りて人々の利害相異小して其君の利なきは則ち其臣小害あり其父小益あり則ち其子小損ありと云るが如き事件の世小顯るゆゑ、こと多し若し其臣小して君を弑せざれば君必を臣を殺すべく子小して父

と追はざるや父必を子弑苦むる世の上の有様ならん小は、元來人の天性ハ己を愛すゆゑ小切なるものを如何で忍びて君父を弑虐する程の人此世小顯ハ、なきを得んや抑も人情誰まゝ其父を害すゆゑ好まんと誰ら其君を弑すゆゑと欲せん、路人の貧乏ものを視てそら尚ほ且つ之を憐む、何んぞ親戚朋友兄弟夫婦の間相親愛和睦するに弑望まざらんや、然る小封建の紛乱闘争を却り君臣父子夫婦の間小發するもの多きを思ふ小封建の性質に於て其利益を離間せしむるものありて止むを得ざる小出る所を、何を何れの世も此時と雖ども封建の乱も小至りて此事に顯るべきは、

聖賢の人之戒警戒もるも禁す能はず報仇の義戦ありて之と誅するを制する能はず然らば則ち封建紛乱の有様ありて乱臣賊子を社會に絶たんと欲するハ蓋し輒く得難うらばる事あり二千二百年代に初より二千三百年代の初に至るまで日本社會は有様を唯だ此慘怛たる殺戮と世上に見ふのみありき  
 斯く幽暗世界の間に妖零慘霧代拂ひ青天の清爽あると社會を示さんとすは一箇の電光各地に赫灼せり其ハ何ぞや豪傑の腦裏に伏在せる智略是なり蓋し人間は智略ハ死を避るんと欲すは小當りて發するより敏ふはふし此等の英雄が斯る乱世に身を置くに當り

千二百年代  
 千三百年代  
 有様

てや一敗をばり國亡び身死をふみ至るべく一勝すれば家と起し名を揚ぐる不足る處に程の機會を此に其智略ハ鬱然として盛なりを政あり整然として密なるものあり夏然として速なるものあり忽ち起りて起り忽ち止み千轉萬化して社會に顯はるるその固より極まるなり是れ則ち斯る社會の有様ありて常に世に發生をばり現像なり二千二百年代の末より二千三百年代の初に至るまで北條氏と伊豆に起りて關東八州を討從へ武田氏を甲斐に起りて信濃飛騨駿河上野を并せ上杉氏に越後を起りて越中能登加賀と并せ毛利氏と安藝に起りて山陽山陰諸國を并せ織

田氏ハ尾張ヲ起りて近畿東山北陸の諸州と并せたり  
皆大兵を擁一軍糧と貯へて天下と併呑せんと欲する  
の志あらぶコト

熟ら此數氏が兵と用ふるレ法淺考ふるル各々特別の  
軍形あり譬へモ北條氏の兵ハ務めて弱ヲ示し其銳と  
避けて其羸を衝くコトなり其状恰モ敵の背後ニ向ひ  
其脚と抑へて引倒スが如し武田氏の兵ハ正々堂々以  
て敵ニ向ひ而して奇兵一体急ニ其間ニ突出ス其状恰  
も相組みて而して一拳不意ニ敵の胸部ニ衝くが如し  
上杉氏の兵ハ團々として中堅を目標として進入し苟モ  
之を破らば退かズ其状恰モ雙拳と振ふて交々敵

武田氏も伊豆兵

の横頬と打つが如し毛利氏の兵ハ謀ハ謀ハ貴び闘争と  
好ム其状恰モ敵の身体と疲らしめて而して後之と倒  
すガ如し織田氏ハ兵ハ弱ハ則ち之を打ち強ハ則ち之  
と避け一たび之を敗ぶガ則ち之ニ乗リ敵をして自  
ら防禦を不暇ナらざリむ其状只管虚と窺ひ隙を  
尋テ敵を備へズ踏ミ倒スが如し  
盖し仁者敵ハ一語ハ此等の數氏ニ因リ以  
て自ら強大を致せる事實ニ於て之と徴証すル能ハざ  
るカを數氏の為ニ所と見テ不レ或シと君父と追フものあり  
或ハ親戚を亡せシたりハ騙詐百出人と殺し財を奪  
ふも敢テ顧慮を不所ナり何ぞ曾て人民を塗炭の内ニ

救とんと欲を依の念何らんや只た其一身に私欲と遂  
 げ私利と肆まふと欲する此一事に過ぎたるの  
 こ然りと雖も飢者と食と擇むに渴者ハ飲を擇ぶ  
 と謂ふが如く足利氏末路に人民は封建糜爛の時不在  
 る以て必しも重税を畏む必すも抑壓と憂へ  
 る特小其恟々たる所已まが郡村に戦争の巷とあり  
 貨財を掠奪られ生命と奪はるる小在り彼の數  
 氏の實小耕戰の巧みして敢て敵軍をして其領内と  
 侵さしめ以て人民の心を安んずる小足らもれを故  
 小人民多く之小歸服し之をして強大に至らしめたり  
 されを數氏の能く強大を致せし所以のそのは敢て仁

私利公利  
 合する

道と勉免しに因る小ありて其私利とせし所以實  
 小衆人の公利と合する所ありを亦小因まは是を以て  
 數多れ人民と統治し之小重税と課し之小壓抑を加へ  
 數々戦乱を營むも嘗て内顧の憂なく愈々天下と併吞  
 する所の志は逞くするを得たり

舊慣を慕ふの人情を歲月に久しきを經るも尚ほ減せ  
 ざるもの乎彼れ古昔英雄豪傑の輩出して久しく社會  
 を統治したり舊都城若くは累代人民は尊崇を得た  
 り宗家の唯だ名のみを遺る有様小至るも世人ハ尚  
 ほ之を愛慕するに念慮残抱る久しく變せざるその  
 王室及び足利氏の衰零して帝都の日本を統治せ



ざることも既ふ久し故に之を得るも勢を加ふるも是ら  
そ之茂失ふも威權を損ふは不足らざる然も其名ハ  
自ら世人の耳目に存する代以て天子を擁護し將軍を助  
けて都に兵と出すは一聲に直らぬ英名を天下に傳へ  
武人の心を震懾せしむるも此れありまじき所を應仁以來  
海内紛亂の際と雖も諸侯の少く勢力はるものには  
常に都に止まりて足利氏を助け王室を護りて天下に  
誇らんとあがり天下の大名固より其威權を恐れむと  
雖も亦た之を以て他の國郡を割據しそは大名と  
同一視もざらるる是を以て彼二千三百年代の始りふ  
當りて海内に割據したる英雄豪傑が其志を屬したる

織田信長

所均しく都に上げぬ足利氏を助け王室を扶けて天  
下を號令せんとするの一事れを其四隣を併吞し其  
威力を蓄ふ所以のこれ實に後來旗を京師に樹つた力  
を養はんと欲するの主意に出るなり其状さふから夏  
虫に暗夜に燈火を慕ひて四面より之に向ふが如し  
織田信長も其の地勢を便りてを以て先づ都に入らば  
得たり是時に當りて毛利元就北條氏康武田信玄上杉  
謙信の諸豪傑は前後死す其嗣子皆先人より及ばざり  
織田氏即ち將士を令ちて各地に向ひ將に從來割據  
の大名を以て遺類ならしめ其將士を以て之は代へ  
以て天下を統一せんと欲する其志ありき然もその其

人をも残忍嚴酷にして久しく下臣の心茂取能う終ふ其臣下の為に弒せられ其業中道ふして敗れたる實は二千二百四十二年なり織田氏の倒れしより天下再び解体せんとぞしなり是時當りて徳川氏甲信駿遠參の五國を并せ島津氏を殆んと九州を吞み長曾我部氏を四國を并せ北條上杉毛利の諸氏は尚ほ其舊地に割據して而して織田氏に諸將を各々其領國に分據して獨立の志あり雲霧の將を大に合せんと欲して風の為に暫く妨げらるるの有様ありを羽柴秀吉、織田氏の將士なり信長は為し仇を報いて勃興し他の宿將を討滅し若くは服従せしめ國富みて

豊臣氏

而て兵強し是に於て速に天下を一統せんと欲し天子の命を稱して以て諸侯を招き招きて而して應ぜざるを諸侯を率ゐて之を征し征して而して強大しと輒く志を達せ可うらぶそのは或ひは母を質とす或ひは單身國小臨み以て之と和親し終不能く足利氏以来分離したる日本の社會をして再び連合せしめしむ然れども豊臣氏の海内と連合せし免たるは實に外面の連合にして其内實は未だ能く之を制服する能くありしと云ふ所は諸侯の之に屬すは過半は之と和親したるのみなり其封領は依然とて舊に依り尾大振はざるは勢あるを豊臣氏を大に之を減削する能

ハぞ甘遇優待して以て一時を苟且せしのみ其高官小  
 上より瑤臺を起して以て富豪伐天下を示さず如きこ  
 固くも兒戲小類をふものにして長く英雄を維持す  
 能ハざるも豊臣氏諸侯を削弱を欲せしむるは  
 ざるなり唯だ之を決行するに伐危ぶみく只管權謀と以  
 て之を行ハんと欲せし故小諸侯一たび之と拒め之  
 を行ふ能ハざるなり毛利氏小養子を與へんと欲して  
 其末年小至りて失望の極り終に征韓軍を起して天  
 下と混亂するに至り故小秀吉の死後や天下の諸  
 侯獨立の心と蓄ふる足利氏此初めより甚しく志て  
 再び戰國紛亂の有様小戻らんとぞ志しり

此の御座り

信

此時に當りて徳川家康威望最も高く兵力最も強く  
 諸侯能く及ぶものなかり諸侯の勇材ありしは先づ徳  
 川氏を除きて而して自ら其私を遂げんと欲し連合し  
 關ヶ原の戦を起し徳川氏ハ一戦小之を破り以  
 て天下に諸侯を以て震懾せし免た是に於て浮田長  
 曾我部の封土と没収し大小毛利上杉伐削弱し其他に  
 小諸侯を討滅若くは責罰し以て名を好む功を喜ぶ  
 の姦雄武夫は為め小天下を乱さふらるる免た是に  
 政權上ありて能く天下を制服し長く戦亂の跡を  
 社會に絶ちて海内人民と一と泰平小安せしめり實  
 一二十百六十年の頃なる也

されど元弘建武の頃我日本は社會小於て協和の約束と絶ちしより殆んど二百七十年して始めて泰平の日を見るを得たり蓋し其内二百餘年間ハ封建門閥の氣風尚存世運不浸深し凡庸の武族を以て人民を支配せしうば其の協和ハ年毎小解体して遂に一郡一村の互に割據を為し有様なまで離散せしかども其極に至る不及びて門閥の事全く跡伐絶ち高村逸之の士其筋骨と其智略とを揮ふて社會を興起し是より以後漸次に集合の點に進み嗚呼弱の肉を強は食ふを其の間に進と成就をば小於て避く可うらば其事實なるは彼の二千三百年代に初め世に輩出たりと英雄豪傑が

其隣國を併吞し以て大國を形造り後小ありざれば織田氏の兵鋒銳ふりと雖ども其國を廣むること彼れの如く速うふ能はざるべく而して織田氏の攻伐四出以て海内を震懾せしむたる後小ありばまが豊臣氏の百方講和を主として以て親和を求むるを諸侯は輒く首と垂れて之小服従するを肯せざるべし而して豊臣氏の甘遇優待以て諸侯と連合したる後小あらざれば徳川氏に威風當時は雙びりふも馬を能く一戦して天下を震懾せしむる此の如くふるを得んや然らば則ち二千二百年代の末より二千三百年代に半頃小至りて我國の氣運は英雄豪傑の智略則ち私利心に助けを

得て年々小集合に向ひ終に幽暗の雲霧を排除して青  
天白日の光と世に顯つたと得たりと云ふをなす  
抑も天も有道ふ與ふと云へり蓋し社會此人長く已  
不利ふその小與みふふれば意好む處し足利氏季世  
の戰國より漸く集合し進みし順序を考察せば以て其  
言は確實ふを知るべし夫も織田信長の死せし後其  
將士の主家と爭奪する彼の如きもの何ぞや豊臣秀  
吉の死せし後其臣下の其國を紛乱をば此の如きもの  
ハ何ぞや豈し其平生に行事に於て臣下の心を取る能  
ハざるもこれに因る小あらざるや徳川氏に至りて  
上下の相密著するは恰も一身の如く其利害能く

利のつる  
とあり

一和をり故し士卒の敵に向ふや水火を避る蓋し徳  
川氏の天下を得る所以のこれ智略遠望の之と助くる  
もれ固より多しと雖も臣下の勇武を固結し以て之  
小至らざる免れもの多しと故小家康一たび瞑目する  
雖ども家臣長く徳を慕ひ忠義と其子孫小盡さば無  
し是を家康の利益に臣民衆庶に利益に一致せしに因  
る小あらざるや余是と以て道德の理を知ると云ふ

第十章

徳川氏禍乱と其定せし至り

徳川氏の兵一たび關ヶ原を勝つや天下は向ふ所既定まれり勝敗を觀望したる諸侯は勿論抗抵せしもの雖も皆首を垂れ徳川氏に降り其指揮を奉るるに至り然りと雖も此時に當りて海内は割據あり諸侯は皆嘗て豊臣氏の歡遇優待を受け大國を領し大軍を有し弓箭の道に於ては吾も日本一の剛の者ふれと自負して死をも厭ふる人となり其千軍萬馬の間を驅突るはや勇氣凜々として或は壯馬を高嶺に雲を驅り或は長鎗を曠原の風を揮ひ以て敵軍の耳目を驚かし故に社會は平和を以て其企望を遂

げしむるに機會ふあらざるなり閑居無事は以て其心を慰むるの道はあらざるなり朝鮮の戦ふ其志しを得ざるに歸れり彼も常に其心は快からざる所あり關ヶ原の一戦を僅うふ一日にして勝敗を決し以て其望は満たしむるに足らざるを故に常に驛肉を撫して天下の亂を思ひ徳川氏に亂を防ぐそのあり故に常に天下に變を待てり若し夫れ徳川氏の天下を經紀すは此方法として夫の豊臣氏の如く若くは足利氏の如く緩慢ならずれば決して此英雄の名譽心を抑制し長く太平を保つ能はざるからん幸ふるは徳川氏に組立る鐵石の碎く

愈うらぶるが如くなりき其君主を公家康へ仁徳此人  
て當時の諸侯能く及ぶものなく其家臣を皆を忠  
義の人にして君家の為には水火をも避く之を仰ぐ  
と親の如く之と見ると子の如く君仁にして臣義なり  
故に固結して離るべからず此固結せよ一体を以て関  
東形勝此地を據りて以て海内英雄の名譽心を鎮壓せ  
んと志たり其壓するもの太だ重くと雖も其支するも  
の亦た強し關西の諸侯の如きは未だ俄ら小屈服セ  
ざりぬる危うな上下の軋轢一を以て起らむ其結構ハ忍  
ら破解せざるを得ず  
此時に當りて豊臣氏に及び兵を大坂に起して其舊臣

と招き此結構を壊破せんと志し然るに其力能く  
當時の氣運は挽回すべし不足らず終に滅亡するも  
至まり此二回の戦闘を却て徳川氏をして諸侯を壓伏  
するに幸機會を得せしめしり往年觀望を抱きしもの  
及び徳川氏に向ひて兵を執りしものは其罪を贖はん  
が為に皆を徳川氏の為に財を費やし兵を出し徳川  
氏を助たり是れ小に於て命運既に歸する所ありて復た  
動く事一から休むものも此に豊臣氏且つ之を動か  
す能く況んや其他の諸侯をや徳川氏の命を所一  
小之を遵奉せざるを得ず即ち諸侯は質と江戸に徴し  
其項を扼して其背を撫せんとするも諸侯首を垂れ

之、従ふ小至まり是れ徳川氏天下を制する此第一の政略

諸侯の質と取て以て天下代制を以て至り徳川氏此威權大に伸張すは處あり然れども封建の俗たる血脉の愛ハ深く頼む小返らす若し其れ徳川氏が諸侯を制すは政略を以て特小此に止まらざる家康死するの後諸侯或ハ其生命と領國と代抛ちて其名譽心を慰さんと欲するを此れ代保つ可らばなを是小於と徳川氏の目的と親藩を各道此要地小配付志て外様大名と境を接せし免以て之と鎮壓を以てむふありと家康の時より著手し三代將軍代時に至りて全く成就し

此の政略  
封建の俗  
血脉の愛

代二の政略

親の諸侯を以て  
の換な  
川の代一  
略

を以て諸侯配置の有様と見る小關八州ハ盡く譜代大名を置きて以て中軍を形どり其東海道小尾州の親藩と置き南海道小紀州此親藩と置き以て東海道代塞を京坂小通ざる此路と開き北陸に於てハ越前小親藩を置きて以て加賀の前田に備へ畿内小譜代と置きて以て京師を護り大阪形勝此地は幕府にて之を直轄し其中國に於てハ親戚なる兩池田と備前因幡小淺野と安藝に置き以て毛利氏に備へ其九州に於ては前小黒田後小細川代置き大に之と封し其歡心を買ひ以て島津氏小備へ伊豫小松山讃岐小高松等の親藩と封して以て山内氏小備へ東北に水戸會津を以て伊達上





甲乙の改政  
諸侯を賞  
賜するも

杉等も備ふ其他外諸侯の傍らも必ふ二三代譜代大名  
を封して常ふ其虚實を窺はむ是れ實ふ徳川氏天下  
を制すふれ第二の政畧あり此處大小亦廣重恭君の補正を蒙り  
然れども徳川氏を尚ほ之を以て足らざる為に諸侯は  
貧弱をうりて以て其自立の力失はちめん企て  
たり其方法極りて多し譬へば徳川氏又ハ其親藩の城  
池と築くや必す外諸侯に課を帝宮若くは諸廟と建つ  
や必ふ外諸侯に課を勅使に饗應罪人の管守亦之と  
外諸侯に課を其他事代大りて費の多ふその一と  
とて諸侯に課をばらふ其會計償はがる小至まが紙  
幣と發し其欠乏を補ふを許し財政上の困難を以て

すひ、  
徳川氏  
の  
賞  
賜  
の  
法

其威力と精神とを消耗せしめたり其少く指揮を奉  
ぜざるも此れ此れ直ふ令と曰く命と奉ぜざるも宜  
しく國に就きて大施の出る代待はべしと其嚴且つ烈  
かふ大概此の如く家康ハ下小忍ぶの人とあらざるか  
り而して其抑壓の此れ如きものハ豈に寛貸の封建諸  
侯と制すの道小ならずが為らざるや是れ實に  
徳川氏天下を制するに第三の政略なり  
總て此等の大策を徳川氏が當時の雄藩豪將と壓服せ  
んが為小用ひる處なり而して其功代賞をを見る  
小甚だ驚く處よものあり諸侯の功たるそのを徳川氏  
必む之と賞し未だ功ありて賞なきは聞うはるなり然

れども其賞たつや佩刀たり名馬あり金帛なり衣服なり言語なり拜謁なり其の土地を分つ小至りては必だ小藩に限り大藩小至りて之を存すは々削らばはは賞那う之と削るく滅せざれば賞なき嗚呼何ぞ其吝ふや豊臣氏の諸侯小對をふや之に與ふは小土地人馬此富を以てし之と慰むる小盛宴大會代以てし歡遇優待して以て之に接せし徳川氏其後と受け其嚴且吝をふ此の如く家康を豈に其危道なきを知らざらんや偏小以為らく天下の權衡を保きんと欲する然らざるを得む諸侯の背かんと欲するも此を宜しく背くべし一時と假定すふ豊臣氏の如くに志て成らんや寧ろ成らん

上は此豊臣氏  
中書四訓  
と書つた所

何ぞ之を以て  
豊臣氏を  
と

んや  
手すまを  
んや

ざる小如らふとて断乎として之を行ふ其胆力亦た太ふらむや斯の如き抑壓をして若く私心ありもめ、手小發せしめを假令兵馬に力ありと雖も能く久しく諸侯に制服せしむるに足らざるを一家康平生の行ひ信義を重んずる事、當時の諸侯と雖も能く知る所なきは好みて此の嚴烈を行ふに非ざるを許し敢て之小服を乞ふと雖も亦之に背く小至らざるなり斯く諸侯と制服するを同時小王室に威力を抑へ以て亂離の基を防ぐの方略、家康の胸裏に發出したる是は於て公家十七ヶ條撰て天子親王公家門跡等

の權限を定め専ら其思想と詩歌管絃の遊技止め  
り以て政事干與を休殘制より蓋し足利氏末天下  
紛亂して王室頽廢を極め世人其尊貴を知りその  
至れ織田氏京師入り及びて大に王室と尊崇  
を以て天下小號令入り豐臣氏に至りて愈之を尊  
奉し之小因りて以り自ら高官小拜し織田氏の遺孤と  
排ちて他の諸侯を制御しをり故に王室と尊ぶの人情  
ハ二氏の間小至りて大に其に發揚したり徳川氏の王  
室を孤注とをり二氏如くなり然れ雖も將軍を以り  
諸侯と率る小至りては全く二氏の遺法と據れり夫  
を王室既小名爵と與ふり此源となりて而して徳川氏

ハ其爵を受くものなり其爵受て而して其爵と  
與ふれば人を抑へんと欲する甚だ難し而して天下を  
して長く平安ならん免んと欲せざ其政令の出る所成  
一ハ王室と政權の外に置らざる可らず其方法甚だ  
難し徳川氏と淳和共學兩院の別當を成以り公家方  
を支配すれば權ありと雖も如何せん公家を官位貴  
く是れ徳川氏老中輩の能く匹對し得べし何れぞ加  
ふり小勅命と稱し一應に勅命ハ徳川氏之を拒むれば權  
ありと雖も再應の勅命を奉るべきべし然るに但  
だ當時の公家より其積衰の餘を受て皆不氣力な  
く且貧困なり故に京師の所司代ハ常小非常此人

王室御

材を撰ひて之小任し其智辨と金權と成以巧小王室  
を制抑あつて是れ徳川氏天下と制すふれ第四の政略  
あり

此の如き大策を行ふに家康一人を以てこれに當らざ  
して専ら嗣君を志す之の主任ならしめんと最も深慮  
の存する所あり彼の大阪に二役を以て以後の事を家康  
既小老して嗣君秀忠將軍を為すの時小行の事あり夫れ  
嗣君の幼くして其家を治むる能くさすは織田豊臣  
氏の以ては公の所あり家康の勇武を以て此の如き  
政略を行ふに一人を以て之に當る素より避けざる所  
あり然れども公在世の間ハ可なり公死して嗣君天下

家康の終り

小威なきんを徳川氏に復た織田豊臣氏と帝般なるん  
のみ故小大阪の二役より以後も秀忠をして常は兵馬  
の權と握りて諸侯代統御せしめたりされば家康死を  
と雖も徳川氏の威權を已小堅固あり然るも是等ハ  
實に家康が小大策の概略小過さず其他に細事に至ると  
ハ一に枚擧する小違はらざるなり

斯く周密なる謀計小網羅せらるれば王室並に天下の諸  
侯ハ皆其分小安し毫も手と出を能はざる然るも其  
猛將勇士代胸裏に埋藏せし名譽心々未だ以て消耗せ  
ばなり家康の終り小臨し諸侯に告げて天下ハ一人  
の天下小あり矣將軍失徳あらば諸侯其任に適するも

の宜しく自ら執るべし」と云ひ又た秀忠が天下將小乱  
れんとをその一言我聞きて欣然として瞑目せらるる  
を見此が當時英雄亂と思ふの氣未だ消えざるあふを  
知ふべし

家康の死せられし後秀忠既小將軍を以久し資望既  
定まれし而志く秀忠の人たる孝順小して善く祖先  
事へ王室を尊崇し諸侯を愛撫せしむば嘗て人心茂失  
ふとふし其諸侯小對をち一小家康在世は時のふとく  
一毫も假し所なかりし然まどそ其意全く祖宗は法と  
重たし小出はる代以て天下の諸侯其徳の慕ふを以て  
知らる其の忌むべきを見故に敢て其生命と領土と

家光の世

を抛ち萬一と期志て以て名譽心は慰め欲はる  
の有る無し在再歲月は久しきを經り小及ひく諸侯皆  
不富貴は樂しむべく戦争の嫌ふべきと解し徳川氏小  
頼りく長く治安を受らんこと茂欲をふす至れし秀忠  
亦た早く其職を嫡子家光小譲りて大政を参り聞くと  
十年よりして死去せられし  
家光は將軍職を継がふしや戦國の勇士と前後死亡し  
開化の樂み大小社會に顯えて武功の望を全く雄藩の  
間へ消耗せしし是ふ於て諸侯と召して曰く我祖卿等  
の力に因りて天下を定めたし故に賓客は禮儀以て之  
と待てしと雖も家光に至りてハ生れながら小して天

ちん、活春、  
時、尺、な、

下小主きり自ら先世と同トらるる故小今より卿等と  
待つ譜第と同一ふべし若し心は快とせば宜し  
く國小就く熟慮をなすと三年以て去就を決すべしと  
諸侯之と聞きて皆不懾服を是より外諸侯も盡く徳川氏  
の家臣となりて其封を徳川氏小受くるに至る家光  
は聰明果斷の主りて賢相亦々此時小輩出志より  
らば徳川氏の文物制度ハ全く此時に成れり彼の家康  
の企てらば諸侯參勤交代の事親藩配置此事諸侯の  
邸宅を設置する等此全く成就したる實小家光の時  
にあり其他大老の職を置き諸奉行の任を分ちたり此  
時小治る鑄錢の事尺度權衡の事亦た此時に定られたる

三都の地租を免り都會を旺盛ならしむる此政略は行  
ひし此時小あり家光の職に在り二十七年能く徳川  
氏をして天下小重うらゝ免きり天下の大勢茲に至り  
て全く定まり故小一片の紙を下たして大藩を廢滅  
移封を多しと掌を反すが如く封建を以て天下を治り  
長く人民を志く太平と樂ましめたり是のは全く此の力  
小基けを  
然りと雖も右の諸公が諸侯小對を依成見り小常は其  
意と失はん事を懼きて敢て猥る小諸侯を煩はさざ十  
分は其獨立の治權を領内で行しめて敢て之を問は  
ず諸侯と役使を承ふ如きも同時は數多し諸侯に命す

るにふし必ず二三若くは五六の諸侯に課せり是れ其  
勢を志す連合せしむるに故に諸侯皆不謹みて  
其命を奉し唯だ其愛を失せんと成恐れ其負債を増を  
を憂ふる不遑あらざるを彼の徳川氏の世に當りて  
創立したる金城瑤臺今日も存するもの極めて多し若  
し郡縣の時にして此の如き驕奢と擅をせざる其滅亡を  
期し候はべし然るに徳川氏もあまては實に天下  
を制するに政略不出てあり亦た奇ふらざるや又諸侯  
を亡滅せしむる如きと實に法律上止むを得ざるを志して之を  
行ふが如し而して偶に其封土を没収する時ありし徳  
川氏に必ず其舊功を記し其遺孤を重封せり故に諸侯

皆其法律を守りて嚴を以て懼れし其情義の厚きを感  
せし是れ徳川氏の政略の密にして能く當時の世態に  
適したる所以なり  
故に徳川氏と諸侯との軋轢全く平均をもち及び上  
下は關係ハ十分不能く整頓せし彼の祖先が馬上に軍  
功を因りて領土を以て其子孫に地方官とありて  
之を治め租税を以て裁判の事不至りし其領内此事は  
凡て其家臣に命じて之を成司らしめたりと雖も若し其  
家政の治まらばるといふに徳川政府は之を譴責する  
此大權は有せり然るに太平の久しきに従ひて其領  
内の政治ハ全く國老の手に歸せし其主人を以てその

唯だ逸樂して歲月を送れり故に徳川政府の基礎ハ二  
千三百年代の中頃より其末に至るまで殆んど五十年  
間不成就しきりと云ふて可なり此際ハ英雄乱れ思ふ  
の氣ハ全く消耗し諸侯復た徳川氏と覆さんと欲すは  
ものなり

徳川政府は諸侯を抑ふはの目的を十分其功を奏せ  
り雖も政事上の望は人心より排除すべきものにあ  
らざるあり徳川政府の組立てたる素より封建を以て  
成りたるも此なきを民間不在とて才能は抱くものあ  
りとも出て政權は干與する能は其制度の弊習を改  
良さんと企てたるも之と口を發するを得ず其積弊や必

封建制の  
崩壊

ど一きびを破烈せざるを得ずされど三代將軍の時  
當りて肥後北島原に耶蘇宗を以て人民を煽動し再び  
天下を混乱せしむんと企てたるものあり三代將軍は死  
去の時ハ際して三都を焼き拂ひ天子を狭めて徳川氏  
を倒さんと欲すは其あり此大謀は企つるものも初  
より其事は成らざるは知ると雖も唯だ英雄名と好む  
の心より空しく老死せんも寧ろ眞名を萬世に傳  
へんと欲すはふあるが如し而して此等の容易に征服  
誅戮せらるるより愈も徳川氏の政權ハ人民を以て之  
を争ひ難きもれをばこと代世に知らぬたは何とふ  
れが徳川政府の組立てる地方政府と中央政府との權



衡甚だ堅固にして徳川氏と倒し得るとも大名を懐け  
ざれば政權を保ち難き姿ふれば人民の力を以て之を  
覆へさんと欲するも到底望むべからず是ハ何を凡そ  
郡縣政治の時不於てハ州郡の守り堅固ならざる故  
一たは兵を興して政府に抗する者あれば近國の人  
民ハ其兵威を恐嚇せり此已に成得ずして之を應ざる  
如き姿あはれ叛民の勢も容易に強大と為り可し然も  
ども封建の制を以て諸侯國々を割據し兵と糧と備  
へり常に非常の時を俟て居り故に一諸侯を以て政府に  
背かんと欲するも容易に隣國を攻め入り成得ず隣國  
の諸侯も政府を對して不平を為らざる處りと雖

も已れと對立する各諸侯必之を與みざる成知  
る故に寧ろ政府を助けて之を討し軍功を與からんと  
謀り此の如き組立を成り徳川氏政を失ふれば後ハ  
諸侯を以て之を覆へさんとせざる生命と領土を擲ち其  
城を固守すること二三年も及びたらんハ天下の  
武功を望むる其間を乘ずれば或ハ萬一を僥倖  
する成得べしと太平の世に於て斯く諸侯れ出で居  
る筈なし諸侯且つ然り況んや人民と以て輒く其目的  
を得べしんや故に三代將軍以下を必しも名君賢相の  
みふあらざりしかども長く太平を致したるなり  
斯く諸侯及び人民が外部より徳川政府に向ひて抗抵

執政の地位

きんと欲を不の望凡て消失する不及びて政府の内部  
に巧みて執政者の陰謀を企つる此弊あるは決して防  
ぐべからざる蓋し天下と家とを云ふ此政府あり  
て其君主聰明正直の人をふらんと徳川三代將軍此如く  
かゝらんは自己の才力と志を之を經營するより如  
何にも親切なる政治を見ることありや雖も斯る君の  
代々出らざる事ハ逆を期し難きことを抑も人此情  
を成るべく飽食煖衣して逸樂をんことを求むるも  
のなり其職を他人に任せて逸樂と擅りてふも差支  
ぬらん於て誰れ好んで繁勞を自らせんことあら  
んや専制國君主の地位實に是にありこれを斯る制度

の下ありて代々明君代出さんと欲をば決して望  
むべからざる事あり假令明君ならずとも其任する  
所の宰相ありて賢良の人ならんは天下ハ無事な  
るべし是れ斯る君主が常に賢相を撰りては事  
亦決して期し難き事なり一たび不良の宰相天下の政  
を握るに至らば其政治ハ必し私にして人民其害を  
蒙るに至る可し此弊習を四代將軍家綱此時より徳  
川政府の内部に顯はれり四代將軍疾革なり繼嗣未  
だ定まらざる大老酒井忠清  
鎌倉の故事に因りて有栖川幸仁を請ひ得て嗣とふさんと  
繼ぎて五代將軍綱吉の  
時不至りて其弊極めて多し大老堀田正俊專横  
若年寄稲葉正休の為不斬  
ら其後不至りて牧野成貞柳澤吉保等之不續ぎて政と乱る徳川氏殆んと危  
六代將軍家宣

政事大改

七代將軍家繼治世の際、々々重臣專横の弊と見ぞと雖  
ども復た弊習此尚ほ浸染をばき多し六代將軍の時  
新井與重用せ  
ら、政事大改然れども勘定奉行萩原秀の奸あり  
り七代幼冲不て死去す問部詮房月光氏通を然き  
ども政事上及八代將軍吉宗精茂勵治を計  
り大小節儉の政と行ふ號中興と云ふ九代將軍家  
重の時此の弊習復た起大岡出雲守十代將軍家治此  
時不至田沼意知其子意次政を擅す  
次佐野政言の十一代將軍家齊賢不任能代使ひ政  
為殺過失を而を驕奢の弊茲生徳川氏の財政是と  
且困難ありとれ三代將軍以後政治は善良不  
く君主宰臣の賢良を見は誠不僅々に止ま此

譜代重用  
の利害

且其間或は徳川氏は為小危殆の有様と至まと亦た  
多かり徳川政府の組立は此等の弊を豫防をふものならんあ  
らばり、家康三親藩紀州尾と立て、繼嗣の絶ゆ  
小備へ且つ水戸家を殊更小重んじ常に將軍の政治と  
監察をしめりて、而も最も譜代の諸侯を重し常  
之に政權を委託して欲し給つり、蓋し忠義の士を  
多く譜代の家に出でるを以てなし故に小重臣專横は際  
若くハ將軍幼稚の際に當り全く其力を小據まて能く之  
と防止せし事も多く之ありと雖も其弊の生ずる所以  
き亦た之を存せり、其故如何とならば抑も富貴を生ず

るの人々民間に疾苦を知り能くはれど才智ありし者の子孫と雖も多くハ暗愚に陥るものあり此人をして百般の政務に裁決せんと欲すは固より得べからず故に必ず才智ありしを引きよ之に委託せんと欲するに至るべし其才智ありしを以て選擇せらるるもの果して如何なる人物ぞや蓋し政治上の事務を名利の存する所なきは君子と小人との別なく共ニ其選び不與らんと欲するは固より然きとも斯る貴族の眼力に於てハ節義ありしを面折抵争せざるものよりは奸佞にして意に迎ふる者其才智ありしと信するものなりされば此人より一を以て貴族の選み不逢は是

より累進して主君を籠絡するに至る事其方寸の内ハありとあり何となれど其對遇する所皆ハ暗愚の貴族に在りしを既ハ主君と籠絡するに至るは是より酒色に耽り祭祀を行ひ其心志を迷ハし政事の考と興さしめ矣とて而して己を全權を握りて官吏を黜陟し満堂皆己の黨派とありし終ハ君家滅亡せんとすの大望を發すふに至る事是れ人情に自然なりはきざ下位より上進して政權を取りしもの多くは惡人にして其奸謀を行ふと常に右の如き順序を執り唯だ僅くハ外諸侯の已に服せざるに憚りして顧慮を以所あるは見るのみあり故に常に良善の重臣を得れば方法に於

て徳川氏の制未だ完全ならず所あるが如し然りと雖も封建の制徳川氏の如きものお於て其完全茂望むハ蓋し得べうらばゞゞ徳川氏此如きハ最を能く其弊と防ぎ得きゆそのと云ふべきなり

斯く中央政府お於て重臣の弊と見ると同時小地方政府に於ては更に甚しき有様を示し且夫其雄才狡猾の人を何れの世にもあつことなれを若し其私欲を志むるに間隙と制度の内に見らば直ふ之に乗ざるも此出つ是時地方政府の内情を探らば小其君主ハ幼くを婦人の手に入るとなりて是非得失を辨別する此知識も亦く唯だ逸樂をのめ事とせしり而して徳川氏の如

地方政治の  
おぼ

く其政治を監察するもの少なけき其宰臣たるものうして如何ある事と企てんとせばも實小為し得べしなり役人任免の權已らあれを己きご黨派を作事極めて容易なり裁判の權も己らあれが其惡を蔽ふも容易あり而して其君主庸愚れまご之れを殺をも之を生くをも亦た容易なりされを惡意と逞くして其宗家を亂るもの多し黒田騷動倉橋重太越後騷動小栗義伊達騷動原田斐小笠原騷動犬神兵部前田騷動大槻傳謀秋田騷動那川采女仙石騷動仙石左京の類皆奸臣此虚小乗して地方に顯ハしたる現像なり其他斯る表向さの沙汰小至らざる止みしるは蓋し多らば下

徳川氏

徳川氏

之と要する小徳川氏の時下位より上進して政權と取りしものは多くハ悪人なりき

されど徳川氏の時小ありて小人位より此弊習ハ日本各地小治祿より是封建の制度小於て免加る可らざるハ弊害ふらば代得を然れども封建政治ハ利益も亦た時々顯り此をより抑も斯る姦臣の其私欲を逞くせんと欲するや必ず忠臣義士の其宗家の為に死をも厭うが志て之と防くその為其心中と察すに一點の私利心なく唯だ君家ハ利是き重ざるを知らざるの之蓋し人の天性を自愛小切にして他愛小疎なるものあり此二心共ハ私利心小出然る小其心志此の如

此二心共ハ私利心小出然る小其心志此の如

く變ずるものは實小封建世祿此制を以て累代恩義と蒙りたりた小發をばも此ふらん抑も忠良の人其君ハ事も亦小至りてハ固より譜代と新參との別なるはべしと雖も然まども其主君と愛し其君家を重ざるは情小至りては譜代と新參より親切ある處あらざるべからずはまが徳川氏の時善良なる家臣が其政權を執るは當りては常小君家の為と思ひて諸務を施行し一點の私なくして後人を志て其の赤心感歎せしむるを此多うする是れ則ち徳川家康の譜代と重したる所以小して封建政府の據りて建つ所の基本ならはるは得ざる

徳川氏

斯の如く二千四百年代の始より二千六百年代始りまでと経過し其の有様ハ全く無事にして上下安逸を樂まむふらに中央政府を地方に顧慮す所なくして其内政弛み右の如き現像を生し而して地方政府も亦た中央政府に従ふの餘ふ為を可き事とふらまを自然ふ其内政ハ此の如くをまらう一方此原因を一方の結果と生し其結果又他此原因となりて他の結果を生し連綿として相照應をうらうは社會遊逸此勢ハ靡然として風を為せり其間不明君賢相出て、此弊を矯めんと欲し一時社會逸樂ハ長夢を覺醒したるありと雖も如何ぞ長く社會の勢ハ抵抗をば成得んや暫時



あして再び以前の有様ハ立ち戻り蓋し敵國外患ふきもの國常ハ亡ぶと云へり此時の人々ハ皆世を懼る慮ぶその所を伐知らざりて日本孤島内の太平に沈酔し唯た遊樂のみを事とせり  
嗚呼二千四百年代及び五百年代太平社會の現像を以て之を二千二三百年代戰亂社會の現像ハ比を多に其相異なるもの如何ぞや共ハ是れ封建政治として諸侯各地ハ割據をふと一人人民相殺害し一人人民相和樂をり其之れ伐致す所以のそ然ハ何ぞ中央政府と地方との權衡相平均をばと否らざるを因るなり

第十一章

徳川氏治世の開化の現像

斯く世の有様静定するに至るは社會の有形及び無形の現像を大小進捗をばつて得ず彼の戦亂紛紜の間ありては人民ハ饑渴をばつて飲食を擇むれば暇ふたれど衣食住の有様ハ進まんや欲す亦も得るやうなれども太平の世となして其需要を抑制するやみとあふれ以て偏不筋骨を勞し其欲する所を求めて其生涯を快樂ならしめんや欲する所の如くは開化の源素は草木に春風小逢ひて嫩芽を發するが如く太平は空氣不養の秋と勃然として發育する事其き防ぐべからざるなり抑も人の天性を生と保ち死を避くるもの

開化の源素

なを生と保ち死を避くるものと欲する小衣ふたふたりは食をかり通うる住居をばつて其衣ふり食なり住をばつて皆ハ饑寒と防く丈にて足れりといふよりあらざるあり其膚不弱く其口小甘く志て其風雨を防ぐ小密ならんとして望むものあり此望と達せんが為小人々々其智力と働かさばふと得ず故に貨財の有様進歩するや人心の内部同時に進歩す人心に内部進歩するは貨財の有様獨り進歩すと得ず貨財の有様退かざるは人心獨り退くは得ず何となくは智力と發達するは貨財の有様進歩するは貨財の蓄積せしむるもの人心を社があり今其進歩の順序と説くは夫れ物の進



歩小性質と分量と此二種所々譬へて分量の進歩は云  
へば古の人々衣一襲食一菜小して家屋家財の數も少  
うも一も今も衣數襲食三菜家屋家財の數も極りて多  
き小至りしは分量の進歩なり又は性質の進歩は就  
云へば古の衣々織方も粗末にして糸も太く食ハ春方  
も疎く煮く料理も下手小家根と萱葺にして柱ハ丸木  
ありしは今も衣々織方も精密小く糸も揃ひ食は春  
方も精しく料理も上手に家根と瓦葺小く柱の削り  
も滑り小くふふと云ふか如きは性質の進歩なり大凡そ  
社會の進歩も時として貧者もあり富者もありこと  
好まば古のその悉く性質劣れり今の物もの悉く勝る

物々化  
二あり  
台を  
た  
質

更と云ひ難く古も貧者の需要小應るを衣と織出  
と事も知らずりちを今も廉く之れを織出を術とも  
發明したるが古の上と今も下と此比較は素直に優  
劣處と異らずかそのあらん只だ古も貧者と今の貧者  
と其快樂の度如何古も富者と今の富者も何きも需要  
と満るの便ありと云へば自から世運進歩の理を知  
と得べし

凡そ人の需要ハ限りぬものなれど貧者ハ固より富  
者といへども常小欠望と抱くは不慮然きども社會  
自らら生計の度と云へばとありて一般ハ人民之を  
と標準とちり勤勞するものなを譬へば古綿衣代以て

人の需要ハ限  
りぬものなれ  
ども常小欠望  
と抱くは不慮  
然きども社會  
自らら生計の  
度と云へばと  
ありて一般ハ  
人民之を

常の衣類とせし時不於てハ當時の人と此度より上げらんや欲して勤勞をべし今此人は絹布を以て常衣となせば古人皆此度より上げらんや欲して勞作をべし故小古の人と綿衣菜食にして窮し今此人は絹衣肉食にして窮を其窮を共し免ふ此がと雖も此生計の度ハ一般小進めを此生計の度なりものと容易小進むべきを此の何れぞ或る政府小於る制限を付きだ人民驕奢度をいふが如く思ふも此れあれども決志を然るものにあらざれば此生計の度なりもの一般人民の財本の増殖に連きて進歩するも此れが實小開化の標準と爲る小是りものいふに決志を破産の楷梯と見らるべからざるものあり

女と云ふもの  
は此のこゝ

了ものあり

然れども此開化の標準を明細に知り得ず中等社會と以て標準と立つ處を乎其中等なるものも種類多し未だ如何なる飲食如何なる衣服如何なる住居と以て中此中あるそのなきと定む處から居るべし當今且つ能く況んや往日に史家此事に注意せざりし時不於てとや今より往日を顧みまを漠然とあて雲霧と望むか如し嗚呼我れ何と本とて開化の史を記せん且つ夫れ社會に進歩するや職業の種類日々小相分と凡百れ貨物と製出する以て人間の需要を満たさんや其職の分るれ貨物の出でる以て文運の進歩を表そ

此のこゝ





曰く浄瑠璃は其比即慶長  
の未京の次郎兵衛と云  
ふ者後西宮の夷丞と受  
領せし四糸川原の鎌田  
語ひ清事と語る人形と  
政や玉の手後がうど云  
みどりの玉の手後がうど  
事と語り玉の手後がうど  
内と語り玉の手後がうど  
かふ南と語り玉の手後が  
けと語り玉の手後がうど  
此の時と語り玉の手後が  
云かへ塗笠あ紅の鐘と  
ふの纏ひ笛ふ紅の鐘と  
どの念佛踊と歌を拍子  
屋三左衛門と歌を拍子  
師と夫と衛門と歌を拍子  
と語り玉の手後がうど  
々と語り玉の手後がうど

時未の始めと然れども此  
畫の沿革  
近世名家書畫我邦上代の  
丹青名家庭の存て衰へど  
小其土佐氏野氏など  
と和画専門と云ふ  
佐は上代遺風と傳ふ  
氏今傳ふ時狩野正信は  
されと傳ふ當處と傳ふ  
小栗宗丹不學又人物は  
の梁楷の働ふ又書物見  
得たり之の目年頃永正の  
信は出藍の十の頃其画  
項三六十年の頃其画  
を勤國傳澤といふ彼人  
之と見ると鄭法と趙昌  
の如く畫法を然れば遠

元信父子は土佐の如く狩  
ら和法と能く天の如く  
野氏幽々至て天の如く  
才探幽々至て天の如く  
獨出の宗派永真の如く  
其妙を傳一是の如く  
野氏の家法一定の如く  
及ぶ舟と禪師と土佐の如  
外と舟と禪師と土佐の如  
師と舟と禪師と土佐の如  
の時成化年中徐璉と明  
と贈りて徐璉と明  
賤有丹青落世間賦句華  
の真賞を畫と并せの如  
禪師畫法を衣鉢を受く  
子雪村を又依りて宗達  
な雪村を又依りて宗達

徳安の信學は尾形光琳  
は安の信學は尾形光琳  
樂小學と云ふて更一各朝  
ふ式を慕ひ別學ふと家  
古式を慕ひ別學ふと家  
せり之と能く學ふと家  
二宗と漢土の如く法あり  
如雪周文の如く法あり  
宗高概の法此際昔時所  
家ハ概の法此際昔時所  
南ハ概の法此際昔時所  
行ハ概の法此際昔時所  
骨董集今世の商見世物  
賣る所と今世の商見世物  
閣を置くといふ其賣起り  
物と置くといふ其賣起り











古老物語 寛文の末より延寶  
 古老物語 萬治の頃より江  
 戸の中かつぎあると云ふは  
 覆面のてあみ玉ぶちと云ふ  
 中略其後寛文の頃松坂  
 と云ふ編笠延寶の頃や熊  
 谷笠と云ふ笠あみ笠の頃  
 八分通り杯と吟味亭の頃  
 ぶれ玉其後天和貞享の頃  
 みる管笠小成り一は是と  
 用録賤と成り一は是と  
 三省録賤と成り一は是と  
 三省録賤と成り一は是と

其項或諸候の息女より銀  
 の筭と一本賜ふり品と戴  
 け玉ひき結て人々あらそ  
 ひ見参りけふ三省録四  
 年代の中頃なと三省録百  
 家屋  
 古老物語昔は土藏持たる  
 人稀ふり牛込土藏持たる  
 邊を番町とて土藏持たる  
 瓦ふき家根無らり外は  
 古老物語昔は土藏持たる  
 用紙  
 古老物語昔は土藏持たる  
 以前より更ふ切紙と云ふ  
 の以前より更ふ切紙と云ふ

堅紙  
 二項千三婚式  
 散ら取振舞の十四年貞享  
 三省録  
 骨董集 笠  
 男冠枯梗笠と云ふ此時代の  
 如冠形此笠のあは菊花の  
 慶安衣服の模様の文の項女  
 の衣服小丸作の文の項女  
 同書小撮ふ小蝙蝠羽織と

云へるも此の男の著たる代  
 見ゆふ蓋の二の四百年代  
 初めふ蓋の二の四百年代  
 羽織の紋  
 紀國屋文左衛門始著羽  
 織小紋と附けて自ら著羽  
 又た帯間等附けて自ら著羽  
 心此より紋附の羽織あり  
 京都と蒙りては村山又兵衛御  
 免と題十人興行せり後  
 居名題十人興行せり後  
 ども其後大減極たりと  
 云ふ二千五百人の始と  
 りて存すふ千の早長吉  
 蛭屋儀右衛門萬太夫屋  
 久米之丞布袋屋梅之丞藤  
 田何ら六村山平右衛門  
 中村半太夫村山平右衛門



式部節手品節皆土佐より  
出づ薩摩外記元祿の頃外記節  
と節を始心若山五郎兵衛若山  
江節戸半始太夫半太郎一名江  
戸節と河東手品式部節と元祿寶  
永の頃河東節と始心元祿寶

京都淨瑠璃

延寶の頃井上播磨椽江戸四十  
の頃節小注意大に改良と  
昔の節淨瑠璃と都裂と段ふ  
の頃か京十段と井上播磨  
戸より五段と永正徳の頃より

大坂義太夫

貞享の頃竹本義太夫既  
との播磨の一流と地節を長  
所の志と音と表とと地節を長  
裏小治加賀太夫の流と都

地節短く去て音と裏と流と未  
節を細らに語り兩流と  
だ節の長きと縮め宇治のや  
播磨の伸と音の表裏と破備  
短節の長短と交へて序と  
急と定め一と流と立てん  
終小義太夫節と始心門弟  
竹本播磨少椽門葉甚盛  
添ふ此豊竹越以前後門葉甚盛  
節より豊竹越以前後門葉甚盛  
此より豊竹越以前後門葉甚盛  
を西と豊竹越以前後門葉甚盛

浮世畫の沿革

骨董集按を依小板行の  
救繪ハ延宝天和の鬼首引  
れ繪歟朝比奈繪鼠の嫁入  
土佐淨瑠璃比奈繪鼠の嫁入  
の繪類と画け居なと其坊  
主小衛と画け居なと其坊

飲食屋

大猷公の如く江戸中茶屋  
小只今の如く華美の食物  
調へ出ずなと明暦の大後  
さ草金龍山の門前汁煮染  
て茶屋に茶飯豆腐汁煮染

始めふりて小當時を丹  
青ふりて小當時を丹  
とたり菱川師宣古山師重  
等之を画たり元祿の始と  
丹繪と鳥居清信其子清信  
ろ之代画り清信其子清信  
至之代画り清信其子清信  
紅繪と云々享保に於て  
創意と云々享保に於て  
と引漆繪と澤を画り  
政信專ら之と画り  
政信專ら之と画り







呼びて文人画といふ  
又清の乾隆年中に沈南蘋  
船来りて長寄りに彩色  
専ら花草翎毛に富貴  
陸離と野逸を其體に  
小の窟を其後方園長  
云ふに窟を其後方園長  
毛と作る筆蕭洒と草  
小明人の子仙儷の輩と  
小似る浅一染あ成る  
て人も物深の諸作あ  
水草禽鳥の骨氣風神  
草及鳥の骨氣風神あ  
文晁北齋の如き此  
出で北齋の如き此

馬鹿語明和の項印本也  
紅粉繪の變化  
馬鹿語明和の項印本也  
紅粉繪の變化  
馬鹿語明和の項印本也  
紅粉繪の變化

往々其歸るさ腹もそき  
たれを飯ひこぐ處を尋  
らど鳴子軒もふし  
るすで一軒もふし  
昔と懐中烟草の始め  
く多葉粉を吞むや中  
の多葉粉を吞むや中  
今多葉粉を吞むや中  
作の法小葉粉を吞む  
入の法小葉粉を吞む  
ふが結構と盡ふり  
持あが結構と盡ふり  
録あが結構と盡ふり

是より膠馬糞の鳥居  
村等が膠馬糞の鳥居  
ひきさひきさひきさ  
はきさひきさひきさ  
なまふさ

往々其歸るさ腹もそき  
たれを飯ひこぐ處を尋  
らど鳴子軒もふし  
るすで一軒もふし

開田次筆寛政年間和泉  
堀の人岩橋喜兵衛新小  
遠鏡を製する形八稜筒  
田大抵八九寸長に十  
す政府の蔵司天臺に  
その政府の蔵司天臺に  
ど其の蔵司天臺に  
兵衛其の蔵司天臺に  
り兵衛其の蔵司天臺に

往々其歸るさ腹もそき  
たれを飯ひこぐ處を尋  
らど鳴子軒もふし  
るすで一軒もふし

三省録露木直信が話  
永の項人木誘引せられ  
ツ谷の末鳴子といふ處  
東京市街(食物屋)

馬鹿語(真崎)の景況  
流の茶店建法に近き花  
白鹿語(真崎)の景況  
流の茶店建法に近き花

第一二章

四十五



ら地と好くて名小立ち  
と免樂も附たり小ふ  
そか 角奢るやアと昔  
中

日本開化小史卷の五終

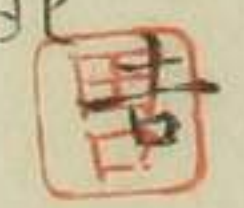
日本開化小史卷の五終

明治十一年二月廿六日版權免許  
同十四年七月出版

著述無出版人

静岡縣士族 田口卯

東京牛込區牛込北  
山伏町四十三番地



# 東京 書林 賣捌

- 日本橋通一丁目 北 島 茂兵衛
- 同通二丁目 稲 田 佐兵衛
- 芝三島町 山 中 市兵衛
- 浅草茅町三丁目 北 澤 伊 八
- 小石川大門町 青 山 清 吉
- 日本橋通三丁目 丸 屋 善 七
- 同通二丁目 小 林 新 兵 衛

